

令和7年7月20日執行

参議院議員通常選挙

選挙の概要

令和7年7月28日任期満了の第27回参議院議員通常選挙は、7月3日（木）に公示され、7月20日（日）に執行された。

今回の通常選挙は、通常国会が令和7年1月24日に召集されたため、会期（150日間）を踏まえると6月22日に閉会となることから、公職選挙法第32条第1項「参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前30日以内に行う。」及び第2項「前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から24日以後30日以内に行う。」の規定から、当初から7月20日が選挙期日となることが濃厚と考えられていた。

しかしながら、衆議院で過半数に満たない少数与党として臨んだ石破内閣が、国会の会期を延長するかどうかや、7月21日が海の日（祝日）であり、これまで補選以外の国政選挙としては総務省に記録がある1952年以降で例のない3連休の中日での投開票となることから、「本当に7月20日の投開票で決まりなのか？」ということがくすぶり続けた。

最終的には、令和7年度予算や年金関連法案などが野党の賛同や合意を得て成立する見通しとなり、会期延長の必要性がないと判断されたことから、予定通り6月22日に国会が閉会し、6月24日の閣議決定により、上記の選挙日程と決定された。

宮城県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区」）の立候補届出受理は、7月3日の公示日に宮城県庁講堂において行われ、角野なすか氏（チームみらい）、石井よしひと氏（れいわ新選組）、石垣のりこ氏（立憲民主党）、ローレンス綾子氏（参政党）、石川光次郎氏（自由民主党）、中村高志氏（無所属）、前田太一氏（NHK党）の7人が立候補の届出をし、17日間の選挙戦に突入した。

選挙区において立候補者数が7人を超えるのは、平成22年の第22回（8人）以来であり、年度当初はそこまでの候補者が立候補するとの情報はなかったが、想定していなかった候補者情報が続々出てきたため、8区画と決定していたポスター掲示場の板面も、市区町村選挙管理委員会（以下「市区町村選管」）には負担を掛けることとなったが、5月28日付けで急遽10区画に変更することとした。

今回の立候補受理に当たっては、令和6年の衆議院選挙に引き続き、立候補届出様式等をExcelにより容易に作成できる電子ファイルを準備したほか、ポスター掲示場設置場所調書のフォーマットを見直すことで、候補者側がデータの活用しやすくなるとともに、県選挙管理委員会（以下「県選管」）側と市区町村選管側での更新作業が行いやすくなった。加えて、CDでの配布を廃止し、HPでの最新データの配信とすることで、事務の簡素化を図ることができた。

また、兼ねてから立候補受理時の作業として負担の大きかった公営物資等への届出番号の記入について、届出番号と紐づかない公営物資等記号（予備審査時に機械的に付番）を新たに導入することで、予期せぬ候補者以外はその作業自体が無くなり、交付時間の短縮（概ね15分→5分）や事務従事者の削減（37人→16人）が可能となるなど、大幅に立候補受理事務を簡素化することができた。

なお、非拘束名簿式となる比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」）については、16の政党等から172人の名簿登載者が届出され、前回選挙（15政党等、178人）と比べて同程度となった。また、特定枠での名簿登載者は2の政党から3人となり、前回選挙（3政党等、11人）と比べて大きく減少した。

県選管では、同年10月に行われる知事選挙の一体的な啓発効果を狙い、「選んでみない？つぎの宮城を。」をキャッチコピーとし、選挙啓発ポスターの掲示やテレビやラジオでのスポットCM、特設Webサイトの開設、広告塔の設置のほか、特に若年層への効果を期待し、Web広告の配信なども実施した。

また、投票の手軽さを体験できるイベントとして、宮城を代表する夏の風物詩である七夕飾りをテーマとした模擬投票イベントを開催し、有権者に対し投票参加を積極的に呼びかけた。

その他、令和7年度から開設した県選管公式SNS（Facebook、X、Instagram）も積極的に活用し、単なる選挙情報だけに留まらず、選挙事務や担当者目線での投稿など、選挙や選挙管理委員会をより身近に感じてもらえるような情報発信に努めた。

選挙期日の7月20日における投票は、県内903か所の投票所で行われた。当日は晴れていたものの、3連休の中日であることの影響も懸念されたが、選挙区の投票率は55.37%であり、前回（令和4年：48.80%）と比べ、6.57ポイント上回る結果となった。

なお、期日前投票については、制度の定着が進んでいることに加えて、今回の選挙では、仙台市において、イオンや東北学院大学（大学への期日前投票所の設置は、県内では石巻市の石巻専修大学に続き2例目）など、期日前投票所が新たに15か所拡充されるなど、県内149か所の期日前投票所が開設され、選挙人の利便性向上が図られたこと、投票日が3連休の中日で、有権者が早めに投票を行う一因になったと見られることなどから、選挙区の期日前投票者数は463,107人と県内では過去最多となった。

開票は全市区町において即日で行われ、開票速報は、選挙区については従前のおり、午後9時10分現在を第1報として30分ごとに中間速報を発表した。また、市区町村選管からの報告を即時に公表するリアルタイムでの速報方式を参議院選挙としては初めて採用し、また、市区町村ごとの開票の確定状況を分かりやすく表示する改善も行った。比例代表については開票が終了した市区町村を随時公表した。

なお、リアルタイム速報に伴う市区町村側の軽微な入力誤り等は、投票率や開票状況に影響がない場合については、中間速報段階での訂正対応等は原則行わないこととし、また、市町村単位で確定した数値（県計確定ではない）の修正が見込まれる場合は、予め機動的にHPにお知らせ等を掲載した結果、報道機関等からの問い合わせは少なく、速報作業を円滑に行うことができ、選挙区は翌21日午前3時30分に、比例代表は同午前7時10分に審査を完了し、確定することができた。

選挙会及び選挙分会は、7月23日に宮城県庁101会議室で行われ、当選人として、石垣のりこ氏が決定され、同日、宮城県庁第一会議室にて県選管委員長から当選証書が付与された。

なお、今回の選挙に関して、管理執行上問題となった事案としては、二重交付のほか、付添人への投票用紙の誤交付、点字投票者への投票用紙交付ミス、選挙人名簿の情報が入ったSSDの紛失、満18歳を迎える前の選挙人に対し、期日前投票を行わせてしまった事例などが発生した。

また、今回は令和6年の都知事選におけるポスター掲示場を巡る諸問題に端を発して改正された、所謂「選挙運動用ポスターの品位保持規定」が適用された初めての国政選挙であったが、選挙区において、過去に報じられた他候補の私生活上の事案に言及したポスターを掲示した候補者が当該候補者から名誉を棄損したとして刑事告訴される事案が発生するなど、制度の在り方に課題を残す結果ともなった。

選挙終了後には、一票の較差が生じているとして、選挙の無効を求める訴訟が全国で提起された。選挙区についても7月22日に仙台高等裁判所に提起され、11月7日に違憲状態（合理的期間未経過）との判断がなされたが、この判決を不服として、原告らが11月14日に上告したことから、最高裁判所の判断が待たれるところである。なお、選挙当日有権者数に基づく較差は、最小の福井選挙区と最多の神奈川選挙区との較差は3.13倍であったとされている。

改めて、今回の選挙を総括すると、県選管としては、秋に知事選挙が控える中、スケジュール感を意識しながら、着実に準備を進めることで、概ね適正に管理執行できたものと考えている。この場を借りて、選挙の執行に際し御協力いただいた市区町村選管をはじめとする関係各位や選挙人の皆さまに対し、心よりお礼申し上げたい。

1 選挙期日の公示

(1) 参议院議員通常選挙

(令和7年7月3日付官報第1499号)

詔 書

日本国憲法第7条及び第46条並びに公職選挙法第32条によって、令和7年7月20日に、参议院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御 名 御 璽

令和7年7月3日

内閣総理大臣 石破 茂

2 告示（宮城県公報写し）

<h1>宮城県公報</h1>	令和7年6月27日（金） 定期第612号
<h2>目次</h2>	
<p>選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none">○ 証票の無効（選挙管理委員会事務局）○ 参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数（同）○ 参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日（同）○ 参議院比例代表選出議員選挙における投票所内氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）	

宮選管告示第 48 号

第 27 回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 2 条第 7 項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者 1 人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社仙台放送	1	東北放送株式会社	1
株式会社宮城テレビ放送	2		

宮選管告示第 49 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和 7 年 7 月 2 日

宮選管告示第 50 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
- 2 日時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 30 分

目次

選挙管理委員会

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者（選挙管理委員会事務局）
- 参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第194条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額（同）
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（2件）（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（同）
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）

官選管告示第 53 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

(1) 選 挙 長 宮城郡利府町 櫻井 正人

(2) 同 職 務 代 理 者 仙台市青葉区 川端 史世

2 参議院比例代表選出議員選挙

(1) 宮城県選挙分会長 仙台市青葉区 植木 俊哉

(2) 同 職 務 代 理 者 仙台市宮城野区 高橋 勝

宮選管告示第 54 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会
 - (1) 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
 - (2) 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会
 - (1) 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
 - (2) 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時

宮選管告示第 55 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

候補者 1 人につき 金 48,437,700 円

宮選管告示第 56 号

令和 7 年 7 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数
38,058
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
337,862
- 3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,933	岩沼選挙区	12,058
宮城野選挙区	53,412	登米選挙区	20,744
若林選挙区	39,375	栗原選挙区	17,651
太白選挙区	66,422	東松島選挙区	10,804
泉選挙区	59,385	大崎選挙区	34,898
石巻・牡鹿選挙区	39,864	富谷・黒川選挙区	25,712
塩釜選挙区	14,850	柴田選挙区	22,284
気仙沼・本吉選挙区	19,863	亘理選挙区	12,752
白石・刈田選挙区	12,432	宮城選挙区	13,796
名取選挙区	22,016	加美選挙区	7,821
角田・伊具選挙区	11,015	遠田選挙区	10,816
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,403		

宮選管告示第 57 号

令和 7 年 7 月 2 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

337,862

参官選告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

参官選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和7年7月3日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- 2 日時 令和7年7月17日 午後5時

参比選告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

参比選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植 木 俊 哉

- 1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- 2 日時 令和7年7月17日 午後5時

宮城県公報

令和7年7月4日（金）
号外第28号

目次

選挙管理委員会

- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における立候補者（選挙管理委員会事務局）

参宮選告示第3号

令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和7年7月4日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙長 櫻井正人

届出 受理 番号	届 出 年 月 日	届出 の別	ふ り が な 氏 名	候補者 の 氏 名	本 籍 所		年 齢	党 派	職 業
					住 所	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ア ド レ ス			
1	令和7年 7月3日	本人	角 す み な の 野 か	角 す み な の 野 か	東京都 東京都文京区 https://team-mir.ai	東京都 東京都文京区 https://team-mir.ai	満35歳	チーム みらい	AIエン ジニア
2	令和7年 7月3日	本人	石 い し よ し ひ と	井 い よ し ひ と	東京都 宮城県仙台市太白区 https://go2senkyo.com/seijika/191537	東京都 宮城県仙台市太白区 https://go2senkyo.com/seijika/191537	満62歳	れいわ 新選組	自 営 業
3	令和7年 7月3日	本人	石 い し の り こ	垣 が き の り こ	宮城県 宮城県仙台市青葉区 https://norikorock.com	宮城県 宮城県仙台市青葉区 https://norikorock.com	満50歳	立憲民 主党	政 党 役 員
4	令和7年 7月3日	本人	ローレンス 綾 子	ローレンス 綾 子	宮城県 宮城県仙台市太白区 https://www.lawrenceayako.com	宮城県 宮城県仙台市太白区 https://www.lawrenceayako.com	満55歳	参政党	党 連 会 長
5	令和7年 7月3日	本人	石 い し 光 次 郎	川 か わ 光 次 郎	宮城県 宮城県仙台市宮城野区 https://i3226.com	宮城県 宮城県仙台市宮城野区 https://i3226.com	満58歳	自由民 主党	政 党 役 員

6	令和7年 7月3日	本人	なか 中	むら 村	たか 高	し 志	東京都	満 65歳	無所属	無職
							宮城県仙台市若林区			
7	令和7年 7月3日	本人	まえ 前	だ 田	た 太	いち 一	東京都	満 39歳	NHK 党	契約社 員
							東京都新宿区			
							https://syoha-senkyo.jp			

宮城県公報

令和7年7月23日（水）
号外第31号

目次

選挙管理委員会

- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙において当選人となった者の住所及び氏名（選挙管理委員会事務局）

宮選管告示第 59 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙において、当選人となった者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 23 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

住 所	氏 名 (通称又は旧姓)
宮城県仙台市青葉区堤町 1 丁目 1 番 3—1006 号	小 川 の り 子 (石 垣 の り こ)

宮城県公報

令和8年3月13日（金）

定期第680号

目次

選挙管理委員会

- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（同）

官選管告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

令和8年3月13日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

令和8年3月13日
宮城県公報第680号別冊

令和7年7月20日執行

参議院宮城県選挙区選出議員選挙における
各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

宮城県選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年6月15日から	令和7年7月22日まで	第1回分		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)						48,437,700 円
3 報告書の要旨						
候補者氏名	角野 愛紗	所属党派	自由民主党	期	第1回分	
出納責任者氏名	角野 愛紗					
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	円		
チームみらい	政治団体	1,165,664		97,064		
後藤 重雄	無職			97,064		
今野 正男	税理士			-		
荒 千鶴子	会社員			1,800		
				461,676		
				544,930		
				-		
				-		
				7,300		
				52,894		
その他の寄附	- 件	-				1,165,664
その他の収入						
今回計		1,165,664				
前回計		-				
総計		1,165,664				1,165,664
項目		金額				
選挙運動用通常葉書の作成		-				
ピラの作成		-				
ポスターの作成		-				
支出のうち公費負担相当額		-				
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成		-				
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-				
個人演説会の立札及び看板の類の作成		-				
政見放送のための録画等		-				
計		-				
報告書受理年月日	令和7年7月31日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年6月4日から	令和7年8月1日まで	第1回分		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)						48,437,700 円
3 報告書の要旨						
候補者氏名	石井 義人	所属党派	自由民主党	期	第1回分	
出納責任者氏名	小松 紀					
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	円		
れいわ新選組	政党	3,000,000		632,500		
後藤 重雄	無職	3,000		493,300		
今野 正男	税理士	10,000		493,300		
荒 千鶴子	会社員	3,000		-		
				73,940		
				274,387		
				-		
				1,057,881		
				27,108		
				154,712		
				-		
				126,484		
その他の寄附	- 件	-				2,840,312
その他の収入						
今回計		100,000				
前回計		3,116,000				
総計		3,116,000				2,840,312
項目		金額				
選挙運動用通常葉書の作成		-				
ピラの作成		-				
ポスターの作成		-				
支出のうち公費負担相当額		-				
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成		-				
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-				
個人演説会の立札及び看板の類の作成		-				
政見放送のための録画等		-				
計		-				
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年8月2日から	令和7年8月2日から	第2	回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)					
3 報告書の要旨					48,437,700 円
候補者氏名	石井義人	所属党派	義人	新選組	期
出納責任者氏名	小松紀				令和7年8月18日まで
収入	支出				
主たる寄附 (氏名・団体名) れいわ新選組	(職 業) 政党	(寄 附 額) 3,398,144 円			円
立憲民主党	政党支部				
宮城県トランプ事務所	政治団体				
桂島 雅徳	無職				
小川 栄造	会社員				
高野 祥二	自営業	1,044,204			
高橋 聡明	団体職員	2,353,940			
渡邊 由一	無職				
河合 興一	団体職員				
安藤 鈴子	NPO団体理事				
長藤 浩策	自営業				
後藤 昌浩	会社員				
大沼 晴美	派遣社員				
長塚 敏史	会社員				
山本 誠人	会社員				
田切 洋文	NPO団体理事				
猪股 洋文	会社員				
小林 いずみ	会社員				
木村 いずみ	会社員				
その他の寄附	- 件	-			3,398,144
その他の収入					
今 回 計		3,398,144			2,840,312
前 回 計		3,116,000			6,238,456
総 計		6,514,144			

報告書受理年月日 令和7年9月22日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年4月20日から	令和7年4月20日から	第1	回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)					
3 報告書の要旨					48,437,700 円
候補者氏名	小川り子	所属党派	憲民	主 党	期
出納責任者氏名	木村雅広				令和7年8月1日まで
収入	支出				
主たる寄附 (氏名・団体名) 立憲民主党	(職 業) 政党	(寄 附 額) 11,000,000 円			円
宮城県トランプ事務所	政治団体				
桂島 雅徳	無職	5,000,000			
小川 栄造	会社員	10,000			
高野 祥二	自営業	4,000			
高橋 聡明	団体職員	30,000			
渡邊 由一	無職	10,000			
河合 興一	団体職員	10,000			
安藤 鈴子	NPO団体理事	5,000			
長藤 浩策	自営業	10,000			
後藤 昌浩	会社員	2,000			
大沼 晴美	派遣社員	50,000			
長塚 敏史	会社員	30,000			
山本 誠人	会社員	10,000			
田切 洋文	NPO団体理事	10,000			
猪股 洋文	会社員	2,000			
小林 いずみ	会社員	3,607			
木村 いずみ	会社員				
その他の寄附	- 件	-			21,789,537
その他の収入					
今 回 計		16,301,607			-
前 回 計		16,301,607			21,789,537
総 計					

報告書受理年月日 令和7年8月4日 第1回報告分

項 目	金 額
選挙運動用通常票の作成	376,200
ヒラの作成	1,024,000
ホスターの作成	1,515,800
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404
個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015
政見放送のための録画等	3,273,000
計	6,809,556

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年8月2日から	第2回分		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)		令和7年8月25日まで			
3 報告書の要旨		48,437,700 円			
候補者氏名	小川 のり子	所属党派	憲 立	民主党	期 間
出納責任者氏名	木村 雅広				令和7年8月2日から 第2回分
出納責任者氏名	木村 雅広				令和7年8月25日まで
収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出	
			- 円	人件費	- 円
				家屋費	80,000
				選挙事務所費	80,000
				集会会場費	-
				通信費	399,050
				印刷費	-
				広告費	188,848
				文具費	-
				食糧費	-
				雑費	184,733
その他の寄附		- 件	-	今回計	852,631
その他の収入			-	前回計	21,789,537
今回計			16,301,607	総計	22,642,168
前回計			16,301,607		
総計			16,301,607		

報告書受理年月日 令和7年8月25日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨					
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	令和7年8月26日から	第3回分		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)		令和7年9月5日まで			
3 報告書の要旨		48,437,700 円			
候補者氏名	小川 のり子	所属党派	憲 立	民主党	期 間
出納責任者氏名	木村 雅広				令和7年8月26日から 第3回分
出納責任者氏名	木村 雅広				令和7年9月5日まで
収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出	
			- 円	人件費	- 円
				家屋費	-
				選挙事務所費	-
				集会会場費	-
				通信費	-
				印刷費	-
				広告費	306,400
				文具費	-
				食糧費	-
				雑費	-
その他の寄附		- 件	-	今回計	306,400
その他の収入			-	前回計	22,642,168
今回計			16,301,607	総計	22,948,568
前回計			16,301,607		
総計			16,301,607		

報告書受理年月日 令和7年9月8日 第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙		令和7年9月6日から	第4	回分	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)			令和7年10月14日まで			
3 報告書の要旨			48,437,700 円			
候補者氏名	小川 のり	子所 属 党	憲 立	派 立	主 党	期 間
出納責任者氏名	木村 雅広					期 間
収 入	(職 業)		(寄 附 額)	- 円	支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)		(寄 附 額)	- 円	支 出	
千葉 和彦	参政党宮城県支部連合会				人 件 費 費	
					家 屋 費 費	
					選挙事務所費	
					集会会場費	
					通 信 費 費	
					交 通 費 費	
					印 刷 費 費	
					広 告 費 費	
					文 具 費 費	
					食 料 費 費	
					休 暇 費 費	
					雑 費 費	
その他の寄附	- 件		-	-	今 回 計	20,000
その他の収入					前 回 計	22,948,568
今 回 計			16,301,607		総 計	22,968,568
前 回 計			16,301,607			
総 計						

報告書受理年月日 令和 7 年 10 月 14 日 第 4 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙		令和7年6月1日から	第1	回分	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)			令和7年7月20日まで			
3 報告書の要旨			48,437,700 円			
候補者氏名	ローレンス	子所 属 党	参 政	党	期 間	期 間
出納責任者氏名	佐野 誠					期 間
収 入	(職 業)		(寄 附 額)	1,132,057 円	支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)		(寄 附 額)	93,228	支 出	
千葉 和彦	参政党宮城県支部連合会				人 件 費 費	
					家 屋 費 費	
					選挙事務所費	
					集会会場費	
					通 信 費 費	
					交 通 費 費	
					印 刷 費 費	
					広 告 費 費	
					文 具 費 費	
					食 料 費 費	
					休 暇 費 費	
					雑 費 費	
その他の寄附	- 件		-	-	今 回 計	6,026,858
その他の収入					前 回 計	-
今 回 計			1,225,285		総 計	6,026,858
前 回 計			1,225,285			
総 計						

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	90,761
ピラの作成	564,960
ポスターの作成	874,852
選挙事務所立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送のための録画等	3,271,000
計	4,801,573

報告書受理年月日 令和 7 年 7 月 31 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	所属	無	期	令和7年7月3日から	第1回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	48,437,700 円	所			令和7年7月20日まで	
3 報告書の要旨		中村 高志	中村 高志			
候補者氏名	中村 高志	高志	高志	所属	無	第1回分
出納責任者氏名	中村 高志					
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円	
NHK党	(職業)	(寄附額)	-	家屋費	-	
	政治家			選挙事務所費	-	
				集会会場費	-	
				交通費	-	
				印刷費	-	
				広告費	-	
				食糧費	-	
				泊費	-	
				雑費	-	
その他の寄附	- 件	-				
その他の収入						
今回計				今回計		
前回計				前回計		
総計				総計		
項目		金額				
選挙運動用通常黨書の作成		-				
ピラの作成		-				
ホスターの作成		-				
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		-				
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-				
個人演説会の立札及び看板の類の作成		-				
政見放送のための録画等		-				
計		-				
その他の寄附	- 件	-		今回計		
その他の収入				前回計		
今回計				総計		
前回計						
総計						
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	所属	無	期	令和7年6月10日から	第1回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	48,437,700 円	所			令和7年7月5日まで	
3 報告書の要旨		前田 太一	前田 太一			
候補者氏名	前田 太一	太一	太一	所属	無	第1回分
出納責任者氏名	前田 太一					
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	円	
NHK党	(職業)	(寄附額)	3,542,222	家屋費	10,000	
	政治家			選挙事務所費	-	
				集会会場費	-	
				交通費	81,950	
				印刷費	-	
				広告費	430,572	
				食糧費	29,700	
				泊費	-	
				雑費	-	
その他の寄附	- 件	-				
その他の収入						
今回計				今回計	552,222	
前回計				前回計	-	
総計				総計	552,222	
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行	参議院宮城県選挙区選出議員選挙	所属	無	期	令和7年7月3日から 第1回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	48,437,700 円					
3 報告書の要旨						
候補者氏名	中村 高志	所属党派	無	所	無	期
出納責任者氏名	中村 高志	令和7年7月20日まで				
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円			円
NHK党	(職 業) 政治団体	-	人件費	-	-	-
			家屋費	-	-	-
			選挙事務所費	-	-	-
			集会会場費	-	-	-
			通信費	-	-	-
			交通費	-	-	-
			印刷費	-	-	-
			広告費	-	-	-
			文具費	-	-	-
			食糧費	-	-	-
			泊費	-	-	-
			雑費	-	-	-
その他の寄附	- 件	-	今回計	-	-	-
その他の収入			前回計	-	-	-
今回計			総計	-	-	-
前回計						
総計						
項 目		金 額				
選挙運動用通常葉書の作成		-				
ピラの作成		-				
ポスターの作成		-				
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		-				
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-				
個人演説会の立札及び看板の類の作成		-				
政見放送のための録画等		-				
計		-				
支出のうち公費負担相当額						
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類	令和7年7月20日執行	参議院宮城県選挙区選出議員選挙	所属	K	期	令和7年6月10日から 第1回分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	48,437,700 円					
3 報告書の要旨						
候補者氏名	前田 太一	所属党派	N	H	K	期
出納責任者氏名	前田 太一	令和7年7月5日まで				
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円			円
NHK党	(職 業) 政治団体	3,542,222	人件費	-	-	10,000
			家屋費	-	-	-
			選挙事務所費	-	-	-
			集会会場費	81,950	-	-
			通信費	-	-	-
			交通費	-	-	-
			印刷費	430,572	-	-
			広告費	29,700	-	-
			文具費	-	-	-
			食糧費	-	-	-
			泊費	-	-	-
			雑費	-	-	-
その他の寄附	- 件	-	今回計	552,222	-	-
その他の収入			前回計	-	-	-
今回計			総計	552,222	-	-
前回計						
総計						
項 目		金 額				
選挙運動用通常葉書の作成		-				
ピラの作成		-				
ポスターの作成		-				
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		-				
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		-				
個人演説会の立札及び看板の類の作成		-				
政見放送のための録画等		-				
計		-				
支出のうち公費負担相当額						
報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分				

3 選挙事務執行日程

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
1.28	火	△ 156	△ 173		※任期満了前6カ月から選挙期日まで禁止される事項 ○候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止(法143)	
4.28	月	△ 66	△ 83	選挙事務 執行日程等 の決定	○県選挙管理委員会開催 <議案関係> ○選挙事務執行日程の決定 ○選挙人名簿選挙時登録の基準日の決定(法22) ○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の順序を定めるくじを行う場所、日時の決定(法175、県規151) ○事務局の体制について ○ポスター掲示場板面区画数の決定(県規98) ○投票及び開票の順序の決定 ○立候補予定者等説明会の日時、場所の決定 ○立候補届出書類等事前審査の日時、場所の決定 ○候補者等が県選挙管理委員会にする申請等の受付場所の決定 ○選挙啓発計画の決定(法6) ○委員長専決事項の決定 <報告関係(委員長専決処分)> ○投票用紙、点字投票用紙の紙色、字色(点字投票用紙への点字による選挙種別別の表示を含む)(法45、則5) ○選挙運動用ピラの証紙(選挙区候補者用)(法142、県規95) ○推薦演説会周知用ポスターの証紙(法201の4、県規155の3) ○政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数(実施規程2) ○政見放送の放送順序を定めるくじの実施要領(法150、実施規程13、14) ○テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送の順序(実施規程4) ○選挙公報(選挙区、比例代表)の掲載順序を定めるくじの実施要領(法169、県規144) ○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の順序を定めるくじの実施要領(法175) ○線上投票の決定(実施する場合)(法56)	○市区町村選挙管理委員会開催(あらかじめ) ○選挙事務執行計画の決定 ○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の決定、周知(令17) ○投票・開票管理者、同職務代理者の選任(法37、61、令24、67) ○投票立会人(選挙区、比例代表)の選任、通知(法38、令27) ○投票区の決定(法17) ○投票所の決定(法39) ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの決定、届出(法40、県規29) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任(法48の2、37) ○期日前投票所の投票立会人の選任(法48の2、38) ○期日前投票所の決定(法48の2、39) ○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの決定(期日前投票所を2か所以上設ける場合のみ)(法48の2、40) ○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定(法49の2、48の2) ○指定投票区、指定関係投票区の指定、告示、通知(指定した場合)(法37、令26) ○不在者投票を行う場所の決定(法49、令56、57) ○不在者投票の時間の変更の決定、告示、報告(法270の2、令142の3、県規49) ○不在者投票(在外選挙人の不在者投票を含む)のための投票用紙等の郵送日の決定(公示日の前日)(令53、59の4、65の13) ○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所、日時の決定(法175、県規151) ○線上投票の内申(必要な場合)(法56、県規47) ○開票の場所、日時の決定(法63、64) ○開票立会人のくじを行う場所、日時の決定(法62) ○ポスター掲示場減少協議(法144の2、令111、県規98の4) ○ポスター掲示場の設置場所の決定、報告(法144の2、県規97) ○ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付(令111の2) ○個人演説会施設の指定(指定の変更、取消しを含む)(法161) ○個人演説会等の開催手続の細目決定(令125)

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
						○個人演説会等公営施設使用可能予定表の提出 要請（令118） ○個人演説会等公営施設の管理者が設ける設備 の程度等の承諾（承諾後に公営施設の管理者が 公表）（令119） ○個人演説会等公営施設使用のために納付すべ き費用の額の承認（承認後に公営施設の管理者 が公表）（令121） ○選挙啓発計画の決定（法6）
4.29	火	△ 65	△ 82		○後援団体（資金管理団体を除く）に関する寄 附の禁止（～選挙期日）（法199の5）	
5.19	月	△ 45	△ 62		○在外投票の投票用紙等受領（総務大臣から） （見込）	
5.20	火	△ 44	△ 61			
5.21	水	△ 43	△ 60		○在外投票の投票用紙等配布・発送（見込）	
5.22	木	△ 42	△ 59			
5.23	金	△ 41	△ 58			○在外投票の投票用紙等受領・保管（見込）
5.24	土	△ 40	△ 57			
5.25	日	△ 39	△ 56			
5.26	月	△ 38	△ 55	都道府県選管委員 長・書記長会議	○選挙管理委員会開催 <議案関係> ○選挙長、選挙分会長、同職務代理者の選任(法 75、令80) ○選挙会、選挙分会の場所、日時の決定(法 77、78)	
5.27	火	△ 37	△ 54			
5.28	水	△ 36	△ 53			
5.29	木	△ 35	△ 52		○直接請求の署名収集禁止（地自法74ほか）	○郵便による在外投票の投票用紙等の交付開始 （令65の11、在則23）
5.30	金	△ 34	△ 51			
5.31	土	△ 33	△ 50			
6.1	日	△ 32	△ 49	選挙人名簿定時登録 ①		
6.2	月	△ 31	△ 48	選挙人名簿定時登録 ②		
6.3	火	△ 30	△ 47			
6.4	水	△ 29	△ 46		○県選管、県警、地検三者共同声明（書面） ○政見放送・経歴放送等関係放送局打合せ	
6.5	木	△ 28	△ 45			
6.6	金	△ 27	△ 44			○選挙人名簿定時登録①に係る異議申出期限 （法24）
6.7	土	△ 26	△ 43			○選挙人名簿定時登録②に係る異議申出期限 （法24）
6.8	日	△ 25	△ 42			
6.9	月	△ 24	△ 41		○地方支局長、市区町村選挙管理委員会書記 長・担当者会議（オンライン）	
6.10	火	△ 23	△ 40		○宮城県明るい選挙推進協議会通常総会（見 込）	
6.11	水	△ 22	△ 39			
6.12	木	△ 21	△ 38			
6.13	金	△ 20	△ 37		○報道機関等打合せ	
6.14	土	△ 19	△ 36			
6.15	日	△ 18	△ 35			
6.16	月	△ 17	△ 34		○立候補予定者・政党等説明会	
6.17	火	△ 16	△ 33			
6.18	水	△ 15	△ 32			

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
6.19	木	△ 14	△ 31		○指定病院等不在者投票管理者へ資料送付	
6.20	金	△ 13	△ 30			
6.21	土	△ 12	△ 29			
6.22	日	△ 11	△ 28			
6.23	月	△ 10	△ 27		○選挙管理委員会開催 <議案関係> ○選挙長、選挙分会長の事務を行う場所の決定(県規72) ○選挙立会人、選挙分会立会人のくじを行う場所、日時の決定(法76、62、県規74) <報告関係(委員長専決処分)> ○立候補届出の受付順序を定める方法の決定等	
6.24	火	△ 9	△ 26		○投票用紙等送致	○投票用紙等受領、保管
6.25	水	△ 8	△ 25		○立候補届出書類等予備審査	
6.26	木	△ 7	△ 24			
6.27	金	△ 6	△ 23			
6.28	土	△ 5	△ 22			
6.29	日	△ 4	△ 21			
6.30	月	△ 3	△ 20		○選挙人名簿選挙時登録の基準日の告示(法22、令14) ○投票記載所の氏名等の掲示(比例代表)の順序を定めるくじを行う場所、日時の告示(法175、県規151)	○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所、日時の告示(法175、県規151)
7.1	火	△ 2	△ 19			
7.2	水	△ 1	△ 18	選挙人名簿 選挙時登録 基準日・登録日	○選挙人名簿選挙時登録の登録者数報告受理(法22、令22、県規22) ○選挙運動費用支出制限額の決定(法194、令127) ○立候補届出受理準備・リハーサル	○選挙人名簿選挙時登録、報告(法22、令22、県規22) ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示(地自法74、75、76、80、81、86、地教法8、合特法4、5) ○ポスター掲示場の設置期限(法144の2、掲示場条例1、県規97) ○ポスター掲示場の設置場所の告示期限(法144の2) ○不在者投票のための投票用紙等の公示日前の請求の郵送開始(令53、59の4、65の13) ○不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示期限(令142の3)
7.3	木	0	△ 17	選挙期日の公示 立候補届出期日 政見放送申出期日	<告示関係> ○選挙長、選挙分会長、同職務代理者の選任の告示(法75、令81) ○選挙会、選挙分会の場所及び日時の告示(法78、県規73) ○繰上投票の告示(実施する場合)(法56、令46、県規47) ○選挙運動費用支出制限額の告示(法196、県規155) ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示(地自法74ほか、地教法8) ○選挙長、選挙分会長の事務を行う場所の告示(県規72) ○選挙立会人、選挙分会立会人のくじを行う場所、日時の告示(法76、62、県規74) ○政見放送を行うことができる基幹放送事業者、政見放送の回数の告示(あらかじめ)(実施規程2) <受理関係>	<告示・通知関係> ○投票・開票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知(法37、61、令25、68) ○投票立会人の選任通知(法38、令27) ○投票区決定(変更)の告示(法17) ○投票所の告示、通知、報告(法41、県規30) ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知、届出(法40、県規29) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知(令49の7、25) ○期日前投票所の投票立会人の選任、通知(法48の2、38) ○期日前投票所の場所の告示(期日前投票所を2か所以上設ける場合は期日前投票所の場所、設置期間を告示)、通知(法48の2、39、41) ○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知(法48の2、40)

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
					<p>○立候補届出受理(午前8時30分開始、午後5時締切)(法86の4、270、県規80)</p> <p>○選挙事務所設置(異動)届出受理開始(法130、令108、県規91)</p> <p>○出納責任者選任届出受理開始(法180、県規152)</p> <p>○選挙運動従事者(報酬を支給する者)の届出受理開始(法197の2、令129、県規154)</p> <p>○選挙立会人、選挙分会立会人届出受理開始(法76、62、令82、69、県規74)</p> <p>○選挙公報(選挙区)掲載申請受理開始(法168、県規138)</p> <p>○選挙運動用ビラ届出受理開始(法142、県規95)</p> <p>○政見放送、経歴放送申込期限(実施規程5、取扱規程4の2)</p> <p>○推薦団体の確認申請受理開始、通知(法201の4、令129の2、県規155の2)</p> <p>○政談演説会開催届出受理開始(法201の11、令129の5、則31の2)</p> <p><選挙公営関係></p> <p>○選挙運動用自動車の使用契約届出受理開始(法141、令109の4、則17の4)</p> <p>○選挙運動用通常葉書の作成契約届出受理開始(法142、令109の7、則17の4)</p> <p>○選挙運動用ビラの作成契約届出受理開始(法142、令109の8、則17の4)</p> <p>○選挙事務所用立札・看板の類の作成契約届出受理開始(法143、令110の2、則17の4)</p> <p>○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成契約届出受理開始(法143、令110の3、則17の4)</p> <p>○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成契約届出受理開始(法143、令110の4、則17の4)</p> <p>○個人演説会用立札・看板の類の作成契約届出受理開始(法164の2、令125の3、則17の4)</p> <p>○政見放送録画等の契約届出受理開始(法150、令111の5、則17の4)</p> <p>○選挙運動用自動車の燃料代確認申請受理開始(法141、令109の4、則17の5)</p> <p>○選挙運動用通常葉書の作成枚数確認申請受理開始(法142、令109の7、則17の5)</p> <p>○選挙運動用ビラの作成枚数確認申請受理開始(法142、令109の8、則17の5)</p> <p>○選挙事務所用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の2、則17の5)</p> <p>○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の3、則17の5)</p> <p>○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の4、則17の5)</p>	<p>○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の告示(令65の13)</p> <p>○開票の場所、日時の告示、報告(法64、県規58)</p> <p>○開票立会人のくじを行う場所、日時の告示(法62)</p> <p>○線上投票の通知(実施する場合)(令46)</p> <p>○候補者等に関する通知を投票管理者に通知(令92)</p> <p><受理関係></p> <p>○開票立会人届出受理開始(法62、令69、県規59)</p> <p>○選挙事務所設置(異動)届出受理開始(法130、令108、県規91)</p> <p>○公営施設使用の個人演説会、政党演説会の開催届出受理開始、通知(法163、令112、115、県規124)</p> <p><実施関係></p> <p>○選挙人名簿選挙時登録に係る異議の申出期日(法24)</p> <p>○選挙人名簿の閲覧停止(選挙期日後5日まで)(異議の申出期日において特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合は除く。期限)(法28の2)</p> <p>○選挙人名簿を期日前投票所の投票管理者に送付(令49の7、28)</p> <p>○在外選挙人名簿登録停止(選挙期日まで)(法30の6)</p> <p>○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(法175)</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134)</p> <p>○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の11)</p> <p>○公営施設以外の施設における個人演説会開始(法161の2)</p> <p>○投票所入場券の送付(令31)</p> <p>○期日前投票、不在者投票の準備</p>

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
					<p>○個人演説会用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法164の2、令125の3、則17の5)</p> <p><交付関係></p> <p>○公営諸物資、諸証明書交付</p> <p>○選挙運動用自動車燃料代確認書交付開始(法141、令109の4、則17の5)</p> <p>○選挙運動用通常葉書の作成枚数確認書交付開始(法142、令109の7、則17の5)</p> <p>○選挙運動用ビラ作成枚数確認書交付開始(法142、令109の8、則17の5)</p> <p>○選挙事務所用立札、看板の類の作成枚数確認書交付開始(法143、令110の2、則17の5)</p> <p>○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成枚数確認書交付開始(法143、令110の3、則17の5)</p> <p>○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書交付開始(法143、令110の4、則17の5)</p> <p>○個人演説会用立札・看板の類の作成枚数確認書交付開始(法164の2、令125の3、則17の5)</p> <p>○推薦団体確認書交付開始(法201の4、県規155の2)</p> <p>○推薦演説会周知用ポスター証紙交付開始(法201の4、県規155の3)</p> <p>○政談演説会告知用立札・看板の表示票交付開始(法201の11、県規156の3)</p> <p><通知その他></p> <p>○候補者に関する報告、通知、照会(法86の4、令92、県規77、81)</p> <p>○参議院名簿届出政党等の名称等の通知(令92)</p> <p>○繰上投票の通知(実施する場合)(令46)</p> <p>○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の順序を定めるくじの実施、通知(法175)</p> <p>○政見放送の放送日時の決定(実施規程13)</p> <p>○政見放送の放送順序を定めるくじの実施、通知(実施規程14)</p> <p>○点字による氏名等提示作成</p> <p>○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134)</p> <p>○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の14)</p>	
7.4	金	1	△16	<p>期日前投票開始</p> <p>不在者投票開始</p> <p>選挙公報申請期限</p>	<p>○候補者に関する告示(法86の4、県規81)</p> <p>○選挙公報掲載申請締切(午後5時締切)(法168、県規138)</p> <p>○選挙公報(選挙区)の掲載順序(経歴放送の順序)を定めるくじの実施(法169、県規144、取扱規程4)</p> <p>○選挙公報(比例代表)の掲載順序を定めるくじの実施(法169、県規144)</p> <p>○選挙公報(比例代表)掲載文の受領(中央選挙管理会から)(法169)</p> <p>○選挙公報(選挙区、比例代表)の印刷開始</p>	<p>○期日前投票開始(法48の2)</p> <p>○不在者投票開始(法49、令56、57、58)</p> <p>○期日前投票所、不在者投票記載所(市区町村の選管委員長が管理する不在者投票記載場所に限り)に氏名等掲示開始(選挙区、比例代表)(法175、県規150)</p>

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
						○候補者の氏名等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(令92、県規81) ○参議院名簿届出政党等の名称等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(令92) ○期日前投票所及び投票箱の閉鎖(最終日まで毎日)(法48の2、53) ○期日前投票の投票箱の鍵を封印する投票立会人の指定及び封印(最終日まで毎日)(法48の2、令49の7、43) ○期日前投票所の投票録作成(最終日まで毎日)(令49の10)
7.5	土	2	△15		○選挙公報(比例代表)掲載名簿届出政党等数の通知(中央選挙管理会から)	○公営施設使用の個人演説会開始(法161、163)
7.6	日	3	△14			
7.7	月	4	△13		○選挙公報(選挙区、比例代表)送致(法170、県規147の2)	○選挙公報(選挙区、比例代表)受領、配布開始
7.8	火	5	△12			
7.9	水	6	△11			
7.10	木	7	△10		○名簿登載者補充(比例代表)届出締切(法86の3)	
7.11	金	8	△9		○市区町村選挙管理委員会投・開票速報担当者会議(オンライン)	
7.12	土	9	△8			
7.13	日	10	△7			
7.14	月	11	△6			
7.15	火	12	△5			○投票所の告示期限、報告(法41、県規30)
7.16	水	13	△4	郵便による 不在者投票請求期限		○郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限(令59の4) ○郵便による在外投票の投票用紙等請求期限(令65の11)
7.17	木	14	△3	補充立候補(選挙区) 届出期限 開票立会人、 選挙立会人 届出期限	○補充立候補(選挙区)届出締切(法86の4) ○選挙立会人、選挙分会立会人届出締切(法76、62、県規74) ○選挙立会人、選挙分会立会人を定めるくじの実施、通知(法76、62、県規74)	○投票立会人の選任通知期限(法38、令27) ○開票立会人(選挙区、比例代表)届出締切(法62、県規59) ○開票立会人(選挙区、比例代表)を定めるくじの実施、通知(法62、令70の2) ○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(補充立候補のあった場合)(法175) ○公営施設使用の個人演説会開催申出の受理最終日(法129、163)
7.18	金	15	△2			○選挙公報配布期限(法170、県規147の2)
7.19	土	16	△1	選挙運動最終日 期日前投票最終日 不在者投票最終日	○投票・開票速報リハーサル	○投票・開票速報リハーサル ○期日前投票最終日(法48の2) ○不在者投票最終日(法49、270の2、令56、57、58) ○在外投票(帰国投票)最終日(法49の2、令65の13) ○洋上投票最終日(令59の6) ○投票記載所の氏名等掲示の準備(法175、県規150) ○繰上投票の実施(実施する場合)(法56) ○投票所、開票所の準備 ○期日前投票、投票録等を選挙管理委員会に送致(法48の2、55、令49の10) ○選挙人名簿又はその抄本を投票管理者に送付(令28)

月日	曜	公示日 前後	選挙期 日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
7.20	日	17	0	投票・開票日	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票、開票結果の速報受領、発表、報告	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票の実施 ○不在者投票に関する調書の作成(令61) ○不在者投票、不在者投票に関する調書を投票管理者に送致(令60、61、県規56) ○期日前投票、投票録等を開票管理者に送致(法48の2、55、令49の10) ○在外投票を指定在外選挙投票区(在外投票事務処理簿を添えて)送致(令65の7、65の12、65の19) ○投票録、選挙人名簿等を開票管理者に送致(法54、55) ○開票の実施 ○投票、開票結果の速報
7.21	月	18	1		○開票結果の速報受領、発表、報告 ○啓発資材等の撤去作業	○開票結果の速報
7.22	火	19	2		○投票点検結果報告の審査、受領(法66)	○投票点検結果報告(法66、県規64の2)
7.23	水	20	3	当選人の決定	○選挙会、選挙分会の開催(法80、県規75) ○当選人の決定、報告、告知、告示(法95、101、県規81の2、82) ○当選証書の付与(法105)	
7.24	木	21	4		○当選等に関する報告(法108) ○選挙分会結果報告(法81)	
7.25	金	22	5			
7.26	土	23	6			
7.27	日	24	7			
7.28	月	25	8			
7.29	火	26	9			
7.30	水	27	10			
7.31	木	28	11			
8.1	金	29	12			
8.2	土	30	13			
8.3	日	31	14			
8.4	月	32	15	選挙運動費用 収支報告書 提出期限	○選挙運動費用収支報告書(第1回分)受付最終日(法189)	

凡例

- 法・・・・・・公職選挙法（昭和25年法律第100号）
- 令・・・・・・公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
- 則・・・・・・公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
- 在則・・・・・・在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）
- 実施規程・・・・・・政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）
- 取扱規程・・・・・・政見放送および経歴放送取扱規程（昭和44年日本放送協会）
- 地自法・・・・・・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 地自令・・・・・・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- 地教行法・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
- 合特法・・・・・・市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）

4 選挙人名簿登録者数【市区町村別】

令和7年7月2日 現在

宮城県選挙管理委員会

市区町村名	今回(令和7年7月2日)現在			前回(令和7年6月登録日)現在			対前回比	
	男	女	計	男	女	計	増減数	増減率(%)
総 数	920,804	982,090	1,902,894	915,347	977,212	1,892,559	10,335	0.55%
市 部 計	778,989	836,659	1,615,648	774,039	832,203	1,606,242	9,406	0.59%
郡 部 計	141,815	145,431	287,246	141,308	145,009	286,317	929	0.32%
仙台市計	433,985	473,593	907,578	430,188	470,144	900,332	7,246	0.80%
青葉区	119,202	132,596	251,798	117,899	131,503	249,402	2,396	0.96%
宮城野区	77,453	82,783	160,236	76,708	82,085	158,793	1,443	0.91%
若林区	57,151	60,974	118,125	56,642	60,503	117,145	980	0.84%
太白区	95,061	104,203	199,264	94,351	103,499	197,850	1,414	0.71%
泉区	85,118	93,037	178,155	84,588	92,554	177,142	1,013	0.57%
石巻市	55,454	59,213	114,667	55,285	59,106	114,391	276	0.24%
塩竈市	21,254	23,294	44,548	21,197	23,254	44,451	97	0.22%
気仙沼市	23,873	25,704	49,577	23,828	25,669	49,497	80	0.16%
白石市	13,131	13,698	26,829	13,096	13,664	26,760	69	0.26%
名取市	32,124	33,923	66,047	31,939	33,713	65,652	395	0.60%
角田市	11,395	11,461	22,856	11,467	11,529	22,996	△ 140	△ 0.61%
多賀城市	25,572	26,452	52,024	25,366	26,243	51,609	415	0.80%
岩沼市	17,745	18,429	36,174	17,691	18,328	36,019	155	0.43%
登米市	30,464	31,766	62,230	30,393	31,747	62,140	90	0.14%
栗原市	25,765	27,187	52,952	25,691	27,145	52,836	116	0.22%
東松島市	15,781	16,630	32,411	15,735	16,602	32,337	74	0.23%
大崎市	51,402	53,291	104,693	51,238	53,156	104,394	299	0.29%
富谷市	21,044	22,018	43,062	20,925	21,903	42,828	234	0.55%
刈田郡計	5,125	5,342	10,467	5,130	5,323	10,453	14	0.13%
蔵王町	4,626	4,819	9,445	4,628	4,798	9,426	19	0.20%
七ヶ宿町	499	523	1,022	502	525	1,027	△ 5	△ 0.49%
柴田郡計	33,046	33,805	66,851	32,849	33,686	66,535	316	0.47%
大河原町	9,660	10,199	19,859	9,593	10,139	19,732	127	0.64%
村田町	4,310	4,281	8,591	4,302	4,282	8,584	7	0.08%
柴田町	15,593	15,879	31,472	15,479	15,808	31,287	185	0.59%
川崎町	3,483	3,446	6,929	3,475	3,457	6,932	△ 3	△ 0.04%
伊具郡計	5,119	5,068	10,187	5,111	5,066	10,177	10	0.10%
丸森町	5,119	5,068	10,187	5,111	5,066	10,177	10	0.10%
亘理郡計	18,759	19,496	38,255	18,724	19,458	38,182	73	0.19%
亘理町	13,832	14,399	28,231	13,813	14,369	28,182	49	0.17%
山元町	4,927	5,097	10,024	4,911	5,089	10,000	24	0.24%
宮城郡計	27,656	28,914	56,570	27,522	28,808	56,330	240	0.43%
松島町	5,503	5,939	11,442	5,473	5,921	11,394	48	0.42%
七ヶ浜町	7,510	7,673	15,183	7,494	7,658	15,152	31	0.20%
利府町	14,643	15,302	29,945	14,555	15,229	29,784	161	0.54%
黒川郡計	17,399	16,673	34,072	17,302	16,595	33,897	175	0.52%
大和町	12,052	11,164	23,216	11,959	11,080	23,039	177	0.77%
大郷町	3,114	3,243	6,357	3,106	3,249	6,355	2	0.03%
大衡村	2,233	2,266	4,499	2,237	2,266	4,503	△ 4	△ 0.09%
加美郡計	11,505	11,956	23,461	11,504	11,945	23,449	12	0.05%
色麻町	2,534	2,727	5,261	2,532	2,722	5,254	7	0.13%
加美町	8,971	9,229	18,200	8,972	9,223	18,195	5	0.03%
遠田郡計	15,794	16,654	32,448	15,774	16,615	32,389	59	0.18%
涌谷町	6,174	6,420	12,594	6,181	6,415	12,596	△ 2	△ 0.02%
美里町	9,620	10,234	19,854	9,593	10,200	19,793	61	0.31%
牡鹿郡計	2,467	2,458	4,925	2,450	2,450	4,900	25	0.51%
女川町	2,467	2,458	4,925	2,450	2,450	4,900	25	0.51%
本吉郡計	4,945	5,065	10,010	4,942	5,063	10,005	5	0.05%
南三陸町	4,945	5,065	10,010	4,942	5,063	10,005	5	0.05%

衆議院議員小選挙区別登録者数(区割り改正法適用後)

	男	女	計
第一区	214,263	236,799	451,062
第二区	219,722	236,794	456,516
第三区	136,444	141,222	277,666
第四区	186,627	195,652	382,279
第五区	163,748	171,623	335,371

県議合区等選挙区別登録者数

	男	女	計
石巻・牡鹿	57,921	61,671	119,592
気仙沼・本吉	28,818	30,769	59,587
白石・刈田	18,256	19,040	37,296
角田・伊具	16,514	16,529	33,043
多賀城・七ヶ浜	33,082	34,125	67,207
富谷・黒川	38,443	38,691	77,134
宮城	20,146	21,241	41,387

5 在外選挙人名簿登録者数【市区町村別】

令和7年7月2日 現在

宮城県選挙管理委員会

市区町村名	今回(令和7年7月2日)現在			前回(令和7年6月登録日)現在			対前回比	
	男	女	計	男	女	計	増減数	増減率(%)
総 数	384	685	1,069	377	665	1,042	27	2.59%
市 部 計	310	570	880	302	551	853	27	3.17%
郡 部 計	74	115	189	75	114	189	0	0.00%
仙 台 市 計	170	359	529	163	344	507	22	4.34%
青 葉 区	68	127	195	64	121	185	10	5.41%
宮 城 野 区	23	47	70	22	46	68	2	2.94%
若 林 区	23	44	67	23	43	66	1	1.52%
太 白 区	28	67	95	27	63	90	5	5.56%
泉 区	28	74	102	27	71	98	4	4.08%
石 巻 市	21	37	58	20	36	56	2	3.57%
塩 竈 市	9	12	21	9	10	19	2	10.53%
気 仙 沼 市	3	10	13	3	10	13	0	0.00%
白 石 市	7	14	21	7	14	21	0	0.00%
名 取 市	16	23	39	16	23	39	0	0.00%
角 田 市	5	9	14	5	9	14	0	0.00%
多 賀 城 市	9	14	23	9	14	23	0	0.00%
岩 沼 市	3	12	15	3	12	15	0	0.00%
登 米 市	9	18	27	9	18	27	0	0.00%
栗 原 市	16	16	32	16	16	32	0	0.00%
東 松 島 市	5	2	7	5	2	7	0	0.00%
大 崎 市	33	35	68	33	34	67	1	1.49%
富 谷 市	4	9	13	4	9	13	0	0.00%
刈 田 郡 計	8	5	13	8	5	13	0	0.00%
蔵 王 町	7	5	12	7	5	12	0	0.00%
七ヶ宿町	1	0	1	1	0	1	0	0.00%
柴 田 郡 計	20	24	44	20	24	44	0	0.00%
大 河 原 町	5	7	12	5	7	12	0	0.00%
村 田 町	3	6	9	3	6	9	0	0.00%
柴 田 町	12	9	21	12	9	21	0	0.00%
川 崎 町	0	2	2	0	2	2	0	0.00%
伊 具 郡 計	7	6	13	7	6	13	0	0.00%
丸 森 町	7	6	13	7	6	13	0	0.00%
亘 理 郡 計	6	20	26	6	20	26	0	0.00%
亘 理 町	6	16	22	6	16	22	0	0.00%
山 元 町	0	4	4	0	4	4	0	0.00%
宮 城 郡 計	7	20	27	7	19	26	1	3.85%
松 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
七ヶ浜町	4	6	10	4	6	10	0	0.00%
利 府 町	3	14	17	3	13	16	1	6.25%
黒 川 郡 計	6	15	21	6	15	21	0	0.00%
大 和 町	3	11	14	3	11	14	0	0.00%
大 郷 町	3	4	7	3	4	7	0	0.00%
大 衡 村	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
加 美 郡 計	4	7	11	4	7	11	0	0.00%
色 麻 町	1	4	5	1	4	5	0	0.00%
加 美 町	3	3	6	3	3	6	0	0.00%
遠 田 郡 計	10	12	22	10	12	22	0	0.00%
涌 谷 町	4	1	5	4	1	5	0	0.00%
美 里 町	6	11	17	6	11	17	0	0.00%
牡 鹿 郡 計	3	5	8	3	5	8	0	0.00%
女 川 町	3	5	8	3	5	8	0	0.00%
本 吉 郡 計	3	1	4	4	1	5	△ 1	△ 20.00%
南 三 陸 町	3	1	4	4	1	5	△ 1	△ 20.00%

衆議院議員小選挙区別登録者数(区割り改正法適用後)

	男	女	計
第一区	96	194	290
第二区	74	165	239
第三区	72	113	185
第四区	64	114	178
第五区	78	99	177

6 投票に関する調

(1) 投票所開閉時刻の繰り上げ繰り下げ

(単位：箇所)

市区町村名	投票所数	開始繰上投票所数	開始繰下投票所数	閉鎖繰上投票所数	市区町村名	投票所数	開始繰上投票所数	開始繰下投票所数	閉鎖繰上投票所数
青葉区	56	0	0	13	松島町	9	0	0	9
宮城野区	28	0	0	0	七ヶ浜町	14	0	0	14
若林区	18	0	0	0	利府町	14	0	0	0
太白区	35	0	0	7	宮城郡計	37	0	0	23
泉区	36	0	0	0	大和町	15	0	0	15
仙台市計	173	0	0	20	大郷町	6	0	0	6
石巻市	79	0	0	5	大衡村	6	0	0	6
塩竈市	23	0	0	0	黒川郡計	27	0	0	27
気仙沼市	41	0	0	41	色麻町	5	0	0	5
白石市	36	0	0	36	加美町	13	0	0	13
名取市	31	0	0	3	加美郡計	18	0	0	18
角田市	26	0	0	26	涌谷町	10	0	0	10
多賀城市	19	0	0	0	美里町	18	0	0	18
岩沼市	18	0	0	0	遠田郡計	28	0	0	28
登米市	55	0	0	55	女川町	7	0	0	7
栗原市	56	0	0	56	牡鹿郡計	7	0	0	7
東松島市	22	0	0	22	南三陸町	13	0	0	0
大崎市	67	0	0	67	本吉郡計	13	0	0	0
富谷市	12	0	0	12	郡部計	245	0	0	218
市部計	658	0	0	343	県計	903	0	0	561
蔵王町	15	0	0	15	備考 ○繰上繰下のあった市区町村数：31 (10市2区18町1村)				
七ヶ宿町	6	0	0	6					
刈田郡計	21	0	0	21					
大河原町	12	0	0	12					
村田町	13	0	0	13					
柴田町	17	0	0	17					
川崎町	15	0	0	15					
柴田郡計	57	0	0	57					
丸森町	14	0	0	14					
伊具郡計	14	0	0	14					
亘理町	15	0	0	15					
山元町	8	0	0	8					
亘理郡計	23	0	0	23					

市区町村名	票 名	所 称	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
青葉区	第31投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第32投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第33投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第34投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第35投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第36投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第37投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第38投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第39投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第40投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第41投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第43投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区	第45投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
青葉区計			13				
太白区	第28投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第29投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第30投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第31投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第32投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第33投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区	第34投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
太白区計			7				
石巻市	第28投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
石巻市	第171投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
石巻市	第172投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
石巻市	第173投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
石巻市	第174投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
石巻市計			5				
気仙沼市	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第13投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第14投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第15投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第16投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第17投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第18投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第19投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第20投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第21投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第22投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第23投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第24投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第25投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第27投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第28投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第29投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
気仙沼市	第30投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第31投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第32投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第33投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第34投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第35投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第36投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第37投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第38投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第39投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第40投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第41投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市	第42投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
気仙沼市計		41				
白石市	白石第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白石第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	越河第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	越河第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	斎川第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	斎川第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	大平投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	大鷹沢第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	大鷹沢第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	大鷹沢第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	大鷹沢第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白川第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白川第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白川第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	白川第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第2投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
白石市	福岡第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第6投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
白石市	福岡第7投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
白石市	福岡第8投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
白石市	福岡第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	福岡第10投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
白石市	小原第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	小原第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	小原第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	小原第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	小原第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市計		36				
名取市	高館第3投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市	高館第5投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市	高館第6投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市計		3				
角田市	角田第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰り上げ	時間
大崎市	田尻第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市計 67						
富谷市	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市計 12						
蔵王町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第13投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第14投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第15投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町計 15						
七ヶ宿町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第6投票所	7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
七ヶ宿町計 6						
大河原町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町計 12						
村田町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰り上げ	時間
村田町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第7投票所	7時00分	16時00分	閉	繰り上げ	4時間
村田町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第13投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町計 13						
柴田町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第13投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第14投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第15投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第16投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第17投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町計 17						
川崎町	第1投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第2投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第3投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第4投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第5投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第6投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第7投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第8投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第9投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第10投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第11投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第12投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第13投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第14投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第15投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町計 15						
丸森町	丸森第1	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第2	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第3	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第4	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	金山	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	筆甫第1	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	筆甫第2	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大内第1	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大内第2	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰り上げ	時間
丸森町	大内第3	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	小斎	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	館矢間	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大張	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	耕野	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町計 14						
亘理町	亘理第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	荒浜第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	荒浜第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町計 15						
山元町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町計 8						
松島町	松島海岸	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	高城	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	磯崎	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	愛宕	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	初原	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	手樽	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	北小泉	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	上竹谷	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	幡谷	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町計 9						
七ヶ浜町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第13投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町	第14投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ浜町計 14						

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰り上げ	時間
大和町	吉岡第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉岡第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉岡第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第4投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大和町	吉田第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉田第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町計 15						
大郷町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町計 6						
大衡村	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村計 6						
色麻町	第1投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第2投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第3投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第4投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第5投票所	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町計 5						
加美町	第1投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第2投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第3投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第4投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第5投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第6投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第7投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第8投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第9投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第10投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第11投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第12投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第13投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町計 13						
涌谷町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
涌谷町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町計		10				
美里町	第1投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第2投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第3投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第4投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第5投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第6投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第7投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第8投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第9投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第10投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第11投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第12投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第13投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第14投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第15投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第16投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第17投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町	第18投票所	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
美里町計		18				
女川町	第1投票区	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第2投票区	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第3投票区	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第4投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
女川町	第5投票区	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第6投票区	7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第7投票区	7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
女川町計		7				

(2) 投票所に使用した施設

市区町村名	投票所数	左記の内訳											借上料を要した投票所数	
		市区役所・町村役場	支所出張所	学校(大・短・高専除く)幼稚園	大学等(大・短・高専)	公会堂	公民館	体育館(学校以外)	集会施設	駅構内駅周辺	左記以外の公共施設	その他		うちショッピングセンター
青葉区	56	0	0	28	0	0	8	0	16	0	1	3	1	15
宮城野区	28	1	0	23	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0
若林区	18	1	0	12	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1
太白区	35	0	0	22	0	0	4	0	2	0	7	0	0	2
泉区	36	1	0	20	0	0	7	1	7	0	0	0	0	3
仙台市計	173	3	0	105	0	0	21	2	30	0	9	3	1	21
石巻市	79	1	5	13	0	0	4	0	49	0	5	2	0	44
塩竈市	23	1	0	6	0	0	2	1	11	0	2	0	0	11
気仙沼市	41	1	0	6	0	0	6	0	20	0	7	1	0	1
白石市	36	0	1	3	0	0	9	0	22	0	1	0	0	22
名取市	31	0	0	0	0	0	10	0	19	0	2	0	0	0
角田市	26	1	0	2	0	1	8	0	14	0	0	0	0	14
多賀城市	19	0	0	0	0	0	6	0	12	0	1	0	0	16
岩沼市	18	1	0	2	0	0	0	0	6	0	7	2	0	7
登米市	55	1	3	4	0	0	14	0	19	0	13	1	0	41
栗原市	56	0	5	1	0	0	7	1	28	0	14	0	0	14
東松島市	22	0	0	0	0	0	0	0	16	0	6	0	0	0
大崎市	67	1	6	0	0	0	17	1	34	0	8	0	0	34
富谷市	12	0	0	1	0	0	6	0	4	0	1	0	0	0
市部計	658	10	20	143	0	1	110	5	284	0	76	9	1	225
蔵王町	15	0	0	1	0	0	12	0	0	0	2	0	0	0
七ヶ宿町	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
刈田郡計	21	0	0	1	0	0	18	0	0	0	2	0	0	0
大河原町	12	0	0	1	0	0	2	2	6	0	1	0	0	0
村田町	13	0	0	0	0	0	7	0	6	0	0	0	0	6
柴田町	17	1	0	2	0	0	3	2	7	0	2	0	0	0
川崎町	15	1	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0
柴田郡計	57	2	0	3	0	0	26	4	19	0	3	0	0	6
丸森町	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	2
伊具郡計	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	2
亶理町	15	1	0	3	0	0	0	1	6	0	4	0	0	4
山元町	8	0	0	2	0	1	0	0	2	0	3	0	0	3
亶理郡計	23	1	0	5	0	1	0	1	8	0	7	0	0	7
松島町	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
七ヶ浜町	14	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0
利府町	14	1	0	3	0	0	4	0	5	0	1	0	0	0
宮城郡計	37	1	0	3	0	0	18	0	14	0	1	0	0	0
大和町	15	1	1	0	0	0	0	0	1	0	12	0	0	4
大郷町	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
大衡村	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
黒川郡計	27	1	1	0	0	0	0	0	13	0	12	0	0	10
色麻町	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0
加美町	13	0	2	1	0	0	3	0	1	0	6	0	0	0
加美郡計	18	0	2	1	0	0	3	0	4	0	8	0	0	0
涌谷町	10	1	0	2	0	0	1	1	3	0	2	0	0	0
美里町	18	1	0	0	0	0	0	0	14	0	3	0	0	6
遠田郡計	28	2	0	2	0	0	1	1	17	0	5	0	0	6
女川町	7	1	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0
牡鹿郡計	7	1	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0
南三陸町	13	1	1	3	0	0	1	0	6	0	1	0	0	0
本吉郡計	13	1	1	3	0	0	1	0	6	0	1	0	0	0
郡部計	245	9	4	18	0	1	67	6	99	0	41	0	0	31
合計	903	19	24	161	0	2	177	11	383	0	117	9	1	256

(3) 期日前投票所に使用した施設

市区町村名	期日前投票所数	左記の内訳											借上料を要した期日前投票所数		
		市区役所・町村役場	支所出張所	学校(大・短・高専除く)幼稚園	大学等(大・短・高専)	公会堂	公民館	体育館(学校以外)	集会施設	駅構内駅周辺	左記以外の公共施設	その他		うちショッピングセンター等	
青葉区	6	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1
宮城野区	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2
若林区	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2
太白区	6	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0
泉区	5	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0
仙台市計	27	5	2	0	5	0	2	0	0	1	2	10	10	5	
石巻市	40	1	8	0	1	0	2	0	4	0	0	0	24	1	26
塩竈市	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
気仙沼市	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	1
白石市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名取市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
角田市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀城市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
岩沼市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登米市	10	1	6	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0
栗原市	10	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
東松島市	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大崎市	11	1	6	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2
富谷市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
市部計	119	16	34	0	6	1	8	0	7	1	7	39	16	37	
蔵王町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七ヶ宿町	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
刈田郡計	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大河原町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村田町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴田町	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴田郡計	5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
丸森町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊具郡計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亘理町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山元町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亘理郡計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松島町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七ヶ浜町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利府町	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
宮城郡計	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
大和町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大郷町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
大衡村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒川郡計	4	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
色麻町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加美町	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
加美郡計	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
涌谷町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遠田郡計	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女川町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
牡鹿郡計	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
南三陸町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本吉郡計	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	30	20	4	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	1	1
合計	149	36	38	0	6	1	10	0	9	1	8	40	17	38	

(4) 標準投票区時刻別投票状況

時刻別	当日の有権者数			推定投票者数			投票率			
	男	女	計	男	女	計	今回			前回 (R4.7.10)
							男	女	計	
現在	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
9:00	918,044	979,648	1,897,692	55,557	43,028	98,585	6.05	4.39	5.19	4.71
10:00	—	—	—	92,540	77,217	169,757	10.08	7.88	8.95	8.36
11:00	—	—	—	128,954	112,722	241,676	14.05	11.51	12.74	12.41
14:00	—	—	—	189,261	169,240	358,501	20.62	17.28	18.89	19.33
16:00	—	—	—	224,023	203,321	427,344	24.40	20.75	22.52	23.21
18:00	—	—	—	266,235	250,792	517,027	29.00	25.60	27.25	28.24
19:30	—	—	—	295,673	283,483	579,156	32.21	28.94	30.52	31.50
20:00	—	—	—	300,724	288,991	589,715	32.76	29.50	31.08	32.20
全市区町村確定投票率							56.61	54.21	55.37	48.80